同志社大学大学院司法研究科

2019年度春学期末試験問題

科目名：○国際民事訴訟法

担当者：高橋宏司

持込参照：書き込みのない六法

試験時間：90分

講評会：なし

第一問

甲国法人Xは、自らの甲国特許権(以下「本件特許権」)を日本法人Yが甲国において侵害していると主張し、Yを相手取って、日本で訴え(以下「本件訴訟」)を提起した。以下の互いに独立した各小問に答えよ。

(1) 本件訴訟で、Xは、Yに対して損害賠償を請求した。日本に国際裁判管轄権は認められるか。(期末試験総点80点中10点)

(2) 本件訴訟で、Xは、Yの侵害行為の停止を命ずる差止命令の発布を請求した。日本に国際裁判管轄権は認められるか。(期末試験総点80点中10点)

(3) 本件訴訟について、日本に国際裁判管轄権が認められるものとする。本件訴訟の進行中に、Xは、請求を拡張して、本件特許権の有効性を確認する判決を求めることができるか。(期末試験総点80点中5点)

(4) 本件訴訟について、日本に国際裁判管轄権が認められるものとする。Yは、本件特許権の無効確認を求める反訴を提起することができるか。(期末試験総点80点中5点)

(5) 本件訴訟について、日本に国際裁判管轄権が認められるものとする。Yは、本件特許権の無効を抗弁として提出した。裁判所は、どのように対応すべきか、反対説にも言及しつつ、論ぜよ。(期末試験総点80点中10点)

第二問

Xは、Yを相手取って、甲国で訴えを提起し、5万甲国ドルの金銭給付判決(「本件判決」)を取得し、同判決は確定した。甲国では、訴訟費用を負担すべき者およびその負担割合は、本案判決においてではなく、勝訴者から申し立てられる訴訟費用負担命令において定められることになっている。そこで、Xは、Yに対する訴訟費用負担命令を申し立てた。申立書は、日本においてYに直接交付された。

甲国裁判所は、訴訟費用を負担すべき者およびその負担割合を諸事情に鑑みて決定することとなっている。通常は、勝訴者が実際に支払った弁護士費用の6割程度の負担を敗訴者に対して命ずる。しかし、敗訴者に不誠実な行動があった場合には、懲罰的にインデムニティ・ベイシスと呼ばれる基準を適用し、タイムチャージ(作業時間・拘束時間当たりの報酬額)の妥当性等、訴訟費用の合理性についての証明責任を敗訴者に課す結果、全額の負担を命ずることもある。本事件では、Yは、聴聞期日に出席し、Xの支払った弁護士費用の算定根拠となったタイムチャージが不当に高額であると主張した。しかし、甲国裁判所は、Yの不誠実な行動に着目してインデムニティ・ベイシスを適用し、Xが実際に支払った弁護士費用の全額を含む3万甲国ドルの訴訟費用負担命令（「本件命令」）をYに対して発し、同命令は確定した。

Xは、Yを相手取って、本件判決および本件命令につき、執行判決を請求して、日本で訴えを提起した。本件命令につき、請求の当否を論ぜよ。なお、甲国は、ハーグ送達条約(民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約)の締約国である。(期末試験総点80点中40点)